

第7次南知多町総合計画策定の基本方針

令和2年3月改訂

南 知 多 町

目 次

1	総合計画策定方針について	1
2	総合計画策定の背景	1
3	総合計画の問題点	2
4	第7次総合計画に求めるもの	2
5	第7次総合計画の変更点	2
6	第7次総合計画の策定方法	4
7	第7次総合計画推進組織体制図	5
8	令和3年度以降の第7次総合計画進行管理（案）について	6

1 総合計画策定方針について

本策定方針は、現行の第6次南知多町総合計画（以下「第6次総合計画」という。）に代わる新たな第7次南知多町総合計画（以下「第7次総合計画」という。）の策定にあたって基本的な考え方や策定の手法を示すものです。

2 総合計画策定の背景

南知多町では、昭和41年に最初の南知多町総合計画を策定して以来、その時代に合わせてまちづくりの基本方針である総合計画を策定してきました。現在は「太陽と海と緑豊かなまちづくり」を基本理念として、令和2年度を目標年度とする第6次総合計画による自治体運営が進められています。

地方自治法の一部改正（平成23年5月2日公布）により、市町村の基本構想の策定義務付けに関する規定が削除されましたが、総合計画策定に関する根拠条例を新たに整備し、引き続き南知多町のまちづくりの最上位計画として総合計画を位置づけ、第7次総合計画を策定します。

3 総合計画の問題点

全国的な傾向

- ・総花的で、施策や事業の優先順位が明確でない。
- ・事業に対して財源の裏付けが明確にされていない。
- ・毎年度の予算への反映など実行性が担保されていない。
- ・進行管理が適切になされておらず機動的な見直しがなされない。
- ・職員や住民に共有されていない。

南知多町の場合

- ・達成困難、毎年把握できないなど不適切な成果指標がある。
- ・総合計画以外に多数の政策分野別の個別計画が存在しているため、複雑で分かりにくく、住民だけでなく職員にも理解、共有されていない。
- ・事業評価や予算・決算との連動が十分でないため、結果的に総合計画が使われていない。

4 第7次総合計画に求めるもの

「わかりやすい計画」であること

- ・施策や事業の優先順位を明確に示す。（戦略的）
- ・個別計画と連動させ、関連を体系図で示す。（合理的）
- ・予算決算事務、事業評価事務と連動させる。（実効的）

「使う計画」であること

- ・PDCAサイクルの見える化と住民参画
- ・スピード感ある行財政運営

5 第7次総合計画の変更点

策定根拠

旧 旧地方自治法 第2条第2項

新 南知多町総合計画条例（令和2年南知多町条例第1号）

計画期間

旧 計画期間 概ね10年間、中間年で見直しを実施。

新 計画期間 12年間、4年毎に見直しを実施。

計画の構成

旧 基本構想、基本計画、実施計画の3層構造

新 基本構想、アクションプランの2層構造

【総合計画の構成（比較）】

第6次総合計画	第7次総合計画（案）
基本構想（議決 要） 旧地方自治法に基づき策定 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの基本理念 ・将来イメージ ・まちづくりの基本目標（6目標） ・人口指標（人口フレーム） ・土地利用構想 ・政策大綱・方向 基本施策（27節） 	基本構想（議決 要） 根拠条例に基づき策定 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの基本理念 ・将来イメージ ・人口ビジョン ・まちづくりの基本目標（3目標 + 行財政マネジメント） ・基本施策（25施策） ・計画体系（個別計画との関係図） ・重点政策（3重点政策） ※期間 12年間 4年で見直し
基本計画（議決 不要） 重点プロジェクト 分野別計画 基本施策（27節）（69大項目） （248施策項目） （163主要事業） （99成果指標） ※期間 10年間 5年で見直し	アクションプラン（議決 不要） 3年のローリング 毎年策定 <ul style="list-style-type: none"> ・重点政策を具現化するための事業概要（旧実施計画） ・施策評価（25施策） ・事業評価（200事業程度） ・住民意識調査（モニター制度）
実施計画（議決 不要） 3年のローリング 毎年策定 <ul style="list-style-type: none"> ・施策を具現化するための事業の概要 ・年度別事業費の内訳 	

6 第7次総合計画の策定方法

令和元年度には、これからの南知多町に必要な総合計画を庁内で十分に検討したうえで、住民に対して役場職員としての説明責任が果たせる素案作成と総合計画推進体制の整備を進めてきました。

令和2年度には、素案を示したうえで、「わかりやすい計画」「使う計画」にするために、幅広く住民参画の機会を確保し、住民とともに第7次総合計画の策定に取り組みます。併せて住民意識調査モニター制度、外部評価組織の設置など、令和3年度以降の第7次南知多町総合計画の進行管理体制の構築を進めます。

(1) 令和2年度までの流れ

・第7次総合計画策定準備プロジェクトチーム（H31.2.1 発足）

第7次総合計画素案を全庁体制で作成するにあたり、職員の意識統一と幅広い参加が不可欠となります。平成31年度前から係長級の職員で構成する第7次総合計画策定準備プロジェクトチームを設置し、総合計画策定の基本方針（案）の検討を開始しました。

・総合計画推進本部（H31.4.1 設置）

本町のまちづくりにおける最上位計画である南知多町総合計画を策定し、庁内において部局横断的かつ総合的に施策を推進するため、南知多町総合計画推進本部を設置し、第7次総合計画策定の基本方針に基づき素案の作成作業を進めてきました。

経過内容

2019年4月～6月	総合計画推進本部設置 基礎調査・現総合計画の分析 住民意識調査案の検討
6月	町長ヒアリング 住民意識調査の実施 6月議会議員懇談会報告
7月～9月	基礎調査・住民意識調査結果分析 基本構想骨子作成
9月	職員ワールドカフェ（基本理念、将来イメージ、基本目標）
10月～12月	基本構想詳細検討 総合計画本文検討
12月	SDGs職員研修実施
2020年1月～3月	新総合計画素案（庁内案）作成 Society5.0職員研修実施 次年度住民意識調査の検討
3月	総合計画本文素案完成 3月議会全員協議会報告 議案上程（南知多町総合計画条例）

(2) 令和2年度からの流れ

・住民参画

住民と共有し協働する総合計画の策定を進めるため、多様な手法を活用し住民への情報提供を行い、また幅広く町民からの意見把握に努めます。

- ① 住民意識調査
- ② まちづくりワークショップ等の開催
- ③ パブリックコメント（意見公募）の実施
- ④ ホームページや広報紙による町民への情報提供

・総合計画審議会

南知多町総合計画審議会規則の規定に基づき設置する総合計画審議会に諮問し、調査審議を行います。

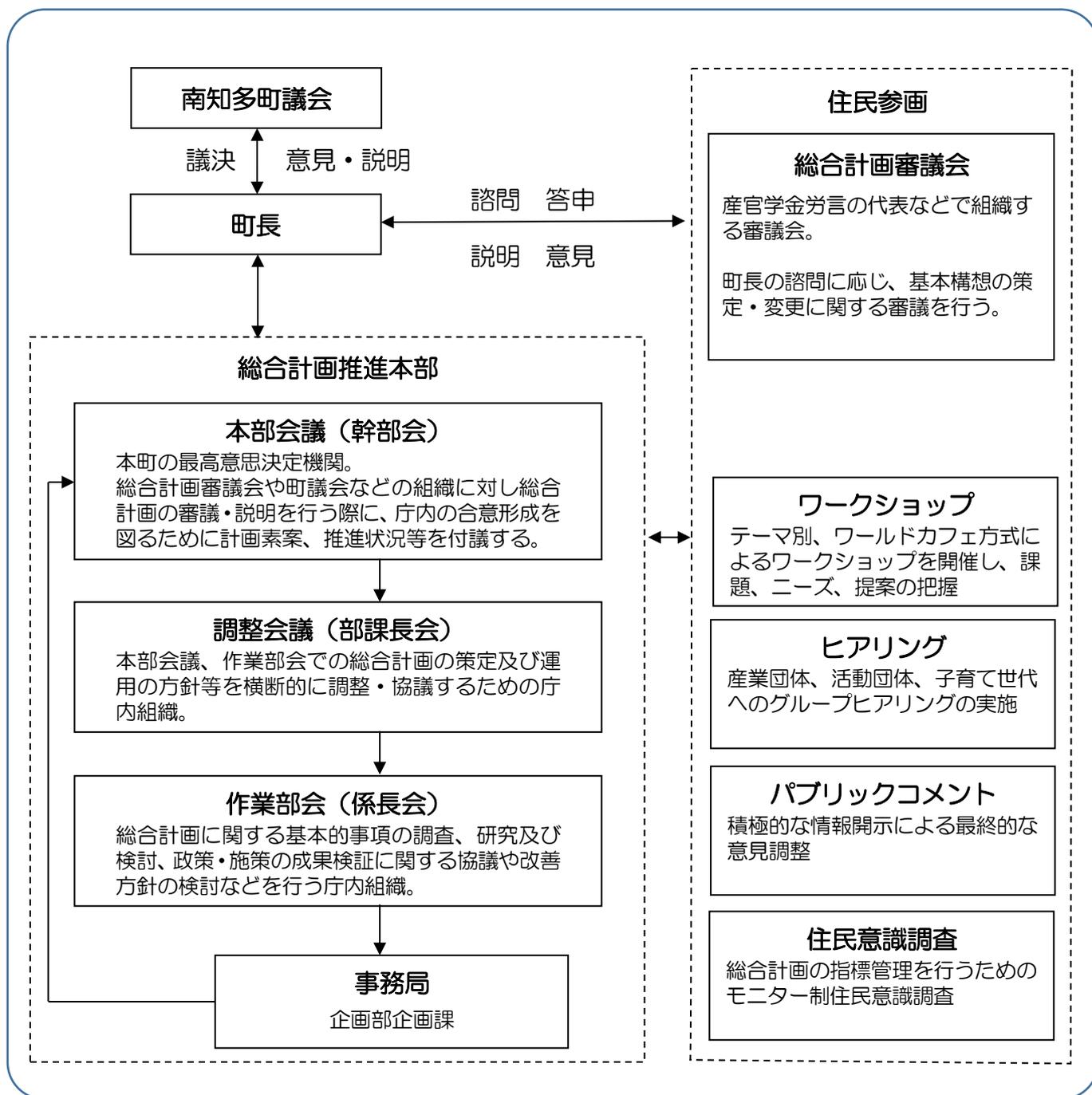
・議会

南知多町総合計画条例第6条の規定に基づき、第7次総合計画の基本構想についての議決の他、定例議会（全員協議会・議員勉強会）で進捗状況を報告します。

主な予定

2020年4月～3月	総合計画策定会議（毎月実施）
5月	第1回総合計画審議会
6月	住民意識調査実施（満足度調査） まちづくりワークショップ（町内5地区で実施） 住民ヒアリング（産業団体等）
7月	第2回総合計画審議会
9月	第3回総合計画審議会
10月	パブリックコメント公表
11月	第3回総合計画審議会
12月	議会へ第7次総合計画上程
2021年3月	第4回総合計画審議会 印刷・配布

7 第7次総合計画推進組織体制図



8 令和3年度以降の第7次総合計画進行管理（案）について

年間スケジュールについて

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
決算				決算 審査		議決 公開							
実績 報告				決算 審査		公開							
意識 調査	発送	回収	集計	担当評価 外部評価 ↓ 内部査定	アクション プランとして公開								
施策 評価													
事業評価 (実績)													
実施 計画													
予算								副町長査定 町長裁定				議会 公開	
予算 概要												公開	
事業評価 (プラン)												公開	

○総合計画の実効性を確保するため、総合計画の進行管理を実施します。

（9月公開）

毎年実施する住民意識調査、施策評価、事業評価（実績）に外部評価を導入し、3カ年のアクションプラン（旧実施計画）を策定。

（3月公開）

評価結果、財政状況を勘案し、次年度予算、予算の概要、事業評価（プラン）の作成（PDCAの見える化）

Plan	アクションプラン	Do	予算執行
Check	意識調査、施策評価、事業評価	Action	外部評価、内部査定

○第7次総合計画進行管理での住民参画（案）

- ・毎年実施する意識調査（任期4年のモニター制度導入）の追加
- ・総合計画評価委員会（仮）による外部評価（任期4年）の追加
- ・住民意識調査結果、施策評価、事業評価、実施計画をアクションプランとして公表

※令和2年度に総合計画の進行管理体制の検討、構築を進めます。